

議案第 84 号

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 303 号。以下「常勤職員条例」という。）第 24 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 この条例において「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員条例別表第 1 に定める額の給料を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、常勤職員条例別表第 5 に定めるとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類の基準及び市規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 常勤職員条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは、「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号）第3条第1項、第4条及び第5条」と読み替えるものとする。

（給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号。以下「会計年度任用職員の勤務時間条例」という。）第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（会計年度任用職員の勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（地域手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員条例第9条の2の規定の例により地域手当を支給する。

（通勤手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員条例第9条の5の規定の例により通勤手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第10条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員条例第10条の規定の例により特殊勤務手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第11条 常勤職員条例第12条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号。以下「会計年度任用職員の勤務時間条例」という。）第7条第2項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外」と、「第14条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例第14条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条において読み替えて準用する次条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「会計年度任用職員の勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第2項又は第4条」と、「第14条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは「会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」と、「第14条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第12条 常勤職員条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号。以下「会計年度任用職員の勤務時間条例」という。）第3条第1項又は第4条」と、「勤務時間条例第4条及び第5条」とあるのは「会計年度任用職員の勤務時間条例第4条及び第5条」と、「において正規の勤務時間」とあるのは「において会計年度任用職員の勤務時間条例第7条第2項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」と、「第14条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第13条 常勤職員条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号）第7条第2項に規定する正規の勤務時間」と、「次条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項本文に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たも

のを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第15条 第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条において読み替えて準用する常勤職員条例第12条第1項、第3項及び第4項、第12条において読み替えて準用する常勤職員条例第13条並びに第13条において読み替えて準用する常勤職員条例第13条の2の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第16条 常勤職員条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「第12条から第13条の2まで」とあるのは、「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条において読み替えて準用する第12条第1項、第3項及び第4項、同条例第12条において読み替えて準用する第13条並びに同条例第13条において読み替えて準用する第13条の2」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

4 期末手当の不支給及び一時差止めは、常勤職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、時間額又は日額で定めるものとする。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容、経験及び資格の有無等（次項及び第4項において「職務内容等」という。）並びに勤務時間を考慮して、別表第1に定める報酬月額のうちから任命権者が決定する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等を考慮して、別表第2に定める時間額のうちから任命権者が決定する。

4 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等及び勤務時間を考慮して、別表第3に定める日額のうちから任命権者が決定する。

(報酬の支給)

第19条 前条の規定による報酬の支給方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 月額で定める報酬 フルタイム会計年度任用職員の例による。

(2) 時間額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した額を市規則で定める日に支給する。

(3) 日額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を市規則で定める日に支給する。

(報酬の減額)

第20条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第21条 会計年度任用職員の勤務時間条例第7条第2項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する時間外勤務に係る報酬については、常勤職員条例第12条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中

「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員に定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員」と、「第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と、同項第1号中「次条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第22条」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務に係る報酬」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 号）第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条」と、「第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条」と、「第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第22条 パートタイム会計年度任用職員が祝日法による休日（会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が会計年度任用職員の勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、市規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして市規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間

に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第24条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第2項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

2 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第3項の規定による報酬の時間額とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第4項の規定による報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員に定めた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第25条 第21条から第23条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第26条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において市規則で定める額を報酬として支給する。

2 前項の勤務は、第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 第17条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬(第18条の規定による報酬に限る。以下この項において同じ。)の額(同条第3項又は第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員にあっては、在職期間において当該職員が受けるべき報酬の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が常勤職員条例第9条の5第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、市規則で定める区分に応じ、通勤に要する費用を弁償する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

(休職者の給与)

第30条 会計年度任用職員が法第28条又は前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和28年前橋市条例第18号)第2条の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これにいかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込み)

第31条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

(市長が特に認める会計年度任用職員の給与)

第32条 会計年度任用職員のうち、その職務の特殊性その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であると市長が特に認める者の給与については、任命権者が別に定める。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日に本市の非常勤の一般職として任用されていた者で引き続き会計年度任用職員となったものの令和2年6月に支給する期末手当に係る第17条第2項(第27条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項に規定する在職期間には、施行日の前日における任用に係る在職期間を含むものとする。

別表第1(第18条関係)

会計年度任用職員月額報酬表

号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額
	円		円		円		円		円
1	148,500	51	223,500	101	266,200	151	303,800	201	338,100
2	149,600	52	224,600	102	267,400	152	304,100	202	338,500
3	150,800	53	225,700	103	268,800	153	304,500	203	339,200
4	152,000	54	226,800	104	270,200	154	304,700	204	340,100
5	153,100	55	227,700	105	271,600	155	305,000	205	340,900

6	154,200	56	228,700	106	272,700	156	305,400	206	341,600
7	155,400	57	229,100	107	273,800	157	305,900	207	342,300
8	156,500	58	230,000	108	275,200	158	306,100	208	343,000
9	157,600	59	230,900	109	276,500	159	306,400	209	343,600
10	159,100	60	231,700	110	277,500	160	306,800	210	344,200
11	160,400	61	232,400	111	278,700	161	307,100	211	344,700
12	161,800	62	233,400	112	280,000	162	307,300	212	345,300
13	163,100	63	234,300	113	281,300	163	307,600	213	345,600
14	164,600	64	235,200	114	282,300	164	308,000	214	346,100
15	166,200	65	235,900	115	283,300	165	308,300	215	346,500
16	167,800	66	236,700	116	284,200	166	308,500	216	347,100
17	169,200	67	237,700	117	285,400	167	308,900	217	347,500
18	170,700	68	238,700	118	286,500	168	309,400	218	348,000
19	172,300	69	239,400	119	287,500	169	309,700	219	348,500
20	173,800	70	240,100	120	288,400	170	309,900	220	349,000
21	175,300	71	240,800	121	289,500	171	310,100	221	349,300
22	178,000	72	241,600	122	290,000	172	310,400	222	349,700
23	180,700	73	242,400	123	290,900	173	310,800	223	350,200
24	183,400	74	243,100	124	291,600	174	311,000	224	350,700
25	186,200	75	243,900	125	292,600	175	311,200	225	351,000
26	187,900	76	244,500	126	293,600	176	311,500	226	351,400
27	189,600	77	245,200	127	294,400	177	311,800	227	351,900
28	191,300	78	246,000	128	295,200	178	312,200	228	352,300
29	192,900	79	246,800	129	296,100	179	312,400	229	352,500
30	194,600	80	247,600	130	296,900	180	312,800	230	352,900
31	196,500	81	248,100	131	297,400	181	313,100	231	353,400
32	198,200	82	248,800	132	297,800	182	313,400	232	353,900
33	199,900	83	249,500	133	298,300	183	314,700	233	354,100
34	201,300	84	250,200	134	298,500	184	316,500	234	354,500
35	202,900	85	250,900	135	298,900	185	317,400	235	354,900
36	204,400	86	251,600	136	299,100	186	318,900	236	355,200
37	205,700	87	252,300	137	299,500	187	320,500	237	355,500
38	207,100	88	253,000	138	299,700	188	322,100	238	355,900

39	208,300	89	253,500	139	299,900	189	323,800	239	356,300
40	209,700	90	254,000	140	300,300	190	325,400	240	356,700
41	211,000	91	254,400	141	300,600	191	327,100	241	357,300
42	212,300	92	254,800	142	300,900	192	328,600	242	357,700
43	213,700	93	255,100	143	301,200	193	330,200	243	358,100
44	215,000	94	256,200	144	301,500	194	331,400	244	358,500
45	216,100	95	257,700	145	301,900	195	332,600	245	359,000
46	217,500	96	259,100	146	302,300	196	333,900	246	359,400
47	218,800	97	260,500	147	302,700	197	334,600	247	359,700
48	220,200	98	262,000	148	303,000	198	335,500	248	360,000
49	221,300	99	263,400	149	303,400	199	336,300	249	360,500
50	222,400	100	264,900	150	303,600	200	337,200		

別表第2(第18条関係)

会計年度任用職員時間額報酬表

号給	時間額
	円
1	930
2	990
3	1,260
4	1,310

別表第3(第18条関係)

会計年度任用職員日額報酬表

号給	日額
	円
1	5,500
2	6,700
3	7,600
4	10,000
5	12,000